

感染性胃腸炎警報の解除について（お知らせ）

県では、平成31年4月25日に感染性胃腸炎警報を発令し注意喚起を行っていたところですが、下記のとおり第18週（4/29～5/5）及び第19週（5/6～5/12）の2週連続で、全ての保健所管内において、感染性胃腸炎の1定点医療機関当たりの患者報告数が警報継続基準（10人）を下回ったことから、警報を解除しましたのでお知らせします。

なお、感染性胃腸炎は例年12月～1月に流行のピークを迎えると言われておりますが、年間を通じて患者の発生が報告されています。県民の皆様におかれましては、引き続き手洗いなどの予防対策を心掛けていただくようお願いいたします。

○各保健所管内の感染性胃腸炎患者報告数（第16週～第19週）

県内保健所及び仙台市	仙南	塩釜	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	仙台市	宮城県
第16週(4/15～4/21)	1.75	6.90	3.40	34.50	10.67	14.80	0.00	9.63	9.10
第17週(4/22～4/28)	4.75	6.10	5.40	15.00	2.00	10.40	2.50	9.67	7.95
第18週(4/29～5/5)	0.50	1.00	3.60	8.00	1.33	3.00	0.00	1.37	1.76
第19週(5/6～5/12)	7.25	6.50	2.60	4.00	3.33	8.80	0.00	8.59	6.91

 : 警報継続基準超

《参考》

感染性胃腸炎警報継続基準

県内いずれかの保健所管内において、1定点医療機関当たりの患者報告数が10人を超えている

○平成29／30年シーズンの状況

警報発令 : なし

警報解除 : -

《参考(前回発令等) : 平成28／29年シーズンの状況》

警報発令 : 平成28年11月17日

警報解除 : 平成29年 3月 2日

【感染性胃腸炎の予防対策】

- 1 トイレの後、食事の前、調理前などに、石けんと流水でよく手を洗う。
- 2 食品は十分に洗い、中心までよく加熱（中心部が85℃～90℃で90秒以上）する。
- 3 調理器具は、その都度洗剤で洗い、熱湯等で十分消毒（85℃以上で1分以上）する。
- 4 下痢などの症状が見られる場合には、できるだけ浴槽に入らず、掛け湯かシャワーで済ませる。
- 5 バスタオルや手ふきタオルは共有せず、個別のものを準備する。
- 6 気になる症状がある場合は、早めに医療機関を受診する。
- 7 感染している人の吐物や便などを処理する際には、マスクや手袋を装着し、飛び散らないように扱い、次亜塩素酸ナトリウム溶液（塩素系漂白剤として市販されています。）で消毒を行う。

※アルコール系消毒剤での消毒は、十分な効果が期待できません。

【参考】

- ・宮城県結核・感染症情報センター <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hokans/kansen-center.html>
- ・国立感染症研究所ホームページ <http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ka/intestinal.html>
- ・厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/>
- ・次亜塩素酸ナトリウム消毒液の作り方 <http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/378518.pdf>